

2024年1月31日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/1)

Contents

- I. 公正取引委員会による価格転嫁円滑化施策パッケージの最近の動向
- II. 2023年10月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

I. 公正取引委員会による価格転嫁円滑化施策パッケージの最近の動向

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 橋本 康

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、内閣官房等と共に、2021年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめた¹。また、当該パッケージに関する取組として、2022年の前半において、優越的地位濫用未然防止対策調査室を設置し²(2022年2月16日)、価格転嫁に係る業種分析報告書を取りまとめた³(2022年5月31日)。

そのような流れの中、公取委は、2022年12月27日、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」(以下「2022年緊急調査」という。)の結果を公表した⁴。そして、その際、「個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法 Q&A の①に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法 43 条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした」として 13 社の事業者名を公表した⁵。なお、ここで触れられている「独占禁止法 Q&A の①」とは、公取委ウェブサイト「よくある質問コ

1 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>

2

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_YuuetutekitiiranyoumizenboushitaisakuchousashituNo.html

3 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html

4 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

5 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

一ナー(独占禁止法)の Q20⁶において、優越的地位の濫用として問題となるおそれのある行為の具体例とされている以下の2つの行為(以下「独占禁止法 Q&A の行為」という。)のうちの①を意味する。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

このように、公取委は価格転嫁のためのインパクトの強い施策を立て続けに取っており、転嫁対策を重視していることは明らかであるところ、2023年の11月から12月にかけても注目すべき動きが連続してみられた。本ニュースレターにおいては、その動きを紹介したい。

2. 価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について(2023年11月8日公表)⁷

公取委は、上記のとおり、2022年緊急調査の結果を踏まえて事業者名を公表していたが、2023年11月8日、「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針」(以下「本方針」という。)を公表した。本方針の目的は、事業者名の公表によって不利益を受け得る事業者にとってのデュープロセスに配慮するためであるとされている。また、本方針は、2024年以降の価格転嫁円滑化に関する調査にも適用される前提で作成されていることにも注意が必要である。

(1) 本方針の概要

本方針は、価格転嫁円滑化について公取委が行う事業者に対する個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については事業者名を公表する方針を宣言し、公表の条件や公表に至るまでの手順を記載する。

本方針によれば、価格転嫁円滑化に関する調査が一次的なスクリーニングの役割を果たす。すなわち、その調査において「取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者」が(いわば二次的な)個別調査の対象となる。個別調査の対象とならない事業者は、公表の対象とはならない。個別調査は、①前年の価格転嫁円滑化に関する調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者又は注意喚起文書の送付を受けた発注者であって、かつ、当年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、受注者から多く名前が挙げられた者と、②当年の価格転嫁円滑化に関する調査の結果、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から特に多く名前が挙げられた者が重点的に対象とされる。

個別調査の結果、事業者名の公表がなされるのは、上記の独占禁止法 Q&A の行為が相当数確認された場合、とされている。なお、独占禁止法 Q&A の行為の①の数が考慮された2022年における事業者名の公表と異なり、本方針では、独占禁止法 Q&A の行為の①及び②の数が考慮されることには注意が必要である。

(2) 注意すべきポイント

公取委は、2022年緊急調査において、公表対象となる事業者に対し、意見を述べる機会を付与したことを明らかにしていた。一方、本方針においては、公表について「意見を述べる機会」の付与につき言及がなく、代わりに個別調査開始時に公表可能性の予告がされるとも取れる記載になっている。「個別調査開始時に公表可能性

⁶ https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20

⁷ https://www.jftc.go.jp/partnership_package/231108hoshin.pdf

を予告したので、公表直前に意見を述べる機会を付与する必要はない」という姿勢が採用された可能性があり、要注意である。個別調査への対応において、公表のおそれが高まったと感じた事業者においては、改善策を積極的かつ早期に提出することにより、公表対象としないように早めに働きかけることが有益たり得る。

3. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について(2023年11月29日公表)

公取委は、2023年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「本指針」という。)を公表した。本指針は労務費に特化した指針となっているが、一連の価格転嫁の政策の中でも、労務費は価格転嫁の要因となる理由の最たるものの一つとして従来から捉えられていた⁸。

本指針は、「賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。」との考えの下に策定されている。

(1) 本指針の概要

本指針のうち、その実質的内容となっているのは、第2の「事業者が採るべき行動／求められる行動」である。また、「事業者が採るべき行動／求められる行動」は、「1 発注者として採るべき行動／求められる行動」、「2 受注者として採るべき行動／求められる行動」及び「3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動」の3つのパートに分かれている。

これらのうち、特に注意が必要なのは、「1 発注者として採るべき行動／求められる行動」の部分である。「1 発注者として採るべき行動／求められる行動」には、「発注者としての行動」が記載されているところ、「発注者としての行動②」～「発注者としての行動⑥」の全てに登場する「留意すべき点」の項目には、優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがあるとされる事例が掲載されており、違反行為との認定を受ける可能性があるため、発注者としては留意が必要となる。

なお、「発注者としての行動」として、具体的には以下のことが挙げられている。

- ① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。
- ② 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。
- ③ 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。
- ④ 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。
- ⑤ 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。
- ⑥ 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

⁸ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」においても、「取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要」とされており、労務費の上昇は、転嫁の対象として第一に挙げられている。

(2) 注意すべきポイント

上記の「発注者としての行動」については、どの部分がいわゆるベストプラクティスの記載であり、どの部分が「守らなければ独占禁止法や下請法に違反するおそれ」に直結するものなのかの判別がしにくい。例えば、①の経営トップの関与は、仮にないとしても調達部門において適切に行動していれば独占禁止法又は下請法のいずれにも違反するおそれはないので、ベストプラクティスに相当するが、おそらく、公取委は意図的に「守らなければ独占禁止法や下請法に違反するおそれ」がある事項であるかのような記載ぶりをしていると考えられる。

独占禁止法や下請法との関係では、本指針において、「発注者が本指針に記載の 12 の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。」(第 1 の 3)とされているので、少なくとも公正な競争を阻害するおそれがない場合には、独占禁止法及び下請法による処分等はないと考えられる。しかし、公正な競争を阻害するおそれの有無は、個別に判断せざるを得ず、少なからぬ場合において微妙な判断を要するものであるため、発注者としては、必要に応じて外部の専門家からの意見を聞くなど、慎重な対応が求められる。

4. 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について(2023 年 12 月 27 日公表)⁹

公取委は、上記のとおり、2022 年緊急調査を実施し、その調査結果において、独占禁止法 Q&A の行為①又は②が認められた発注者 4,030 名(以下「注意喚起対象 4,030 名」という。)に対して注意喚起文書を送付し、また、個別調査の結果、独占禁止法 Q&A の行為①が多数確認された事業者 13 名(以下「事業者名公表 13 名」という。)について、その事業者名を公表していた。

その結果を踏まえ、公取委は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているかなどを把握するための更なる調査として、2023 年度「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(以下「2023 年度特別調査」という。)を実施し、その結果を 2023 年 12 月 27 日に公表した。

(1) 調査の概要

2023 年度特別調査においては、大規模な調査としては、①第 1 回書面調査(事業者 110,000 名に対して実施)、②第 2 回書面調査(第 1 回書面調査において、名前の挙がった発注者 3,064 名に対して実施)、③注意喚起対象 4,030 名に対するフォローアップ調査が実施された。①～③の結果、独占禁止法 Q&A の行為が認められた合計 8,175 名の発注者(第 1 回書面調査及び第 2 回書面調査計 6,920 名、注意喚起対象 4,030 名、フォローアップ調査 1,255 名。単純な合計値は 8,175 にならないことから、相当程度の重なり合いがあったものと思われる。)に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書が送付された。

また、事業者名公表 13 名に対するフォローアップ調査も実施され、それぞれの会社の具体的な取組内容が公表され¹⁰、受注者の声も(個別の 13 名との紐付けはなされない形ではあるが)記載されている。

(2) 注意すべきポイント

まず、2023 年度特別調査においては、事業者名の公表はされなかった。しかし、公取委は、上記の本方針に基づき、「相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第 43 条の規定に基づき、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施している。」とのことである(「第 4 今後の

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

¹⁰ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetsuchosakekka_besshi_insatsuyou.pdf

取組の3)」。そのため、個別調査が終わり次第、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者の事業者名が新たに公表される可能性が十分にある。また、事業者名が公表されると、その翌年度以降の濃密なフォローアップ調査の対象となるようであり、その結果として、個別の取組についても公表されることになる。そのため、公表を避けるという観点からも、「相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等があった」と認定されないことが重要である。このようなリスクを回避する可能性を高める最善の方策は、協議の呼びかけを適切に行うことであるが、もちろん、そのような呼びかけを行うことによって、最終的に調達コストの有意な上昇がもたらされる可能性は有意に高まることから、発注者にとっては悩ましい問題であると考えられる。

また、公取委は、「今般の特別調査において、他のコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない製造業、流通業と比べてコストに占める労務費の割合が高いサービス業の転嫁割合が低いなどの結果がみられたことから、労務費転嫁交渉指針も踏まえ、労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について重点的に調査を実施するなど、事業者間における価格転嫁円滑化に関する調査を継続して実施する。」としている(「第4 今後の取組の4」)。そのため、価格転嫁のための政策は今後も緩和されることなく継続されると考えられ、発注者としても、継続的な対応を実施していく必要がある。特に、2022年緊急調査や2023年度特別調査において、注意喚起文書を交付された事業者は、改善策をPDCAサイクルで回す等のプロアクティブな対応をとる必要がある。

5. おわりに

冒頭でも述べたが、これらの方針、指針及び調査結果は、僅か2か月の間に公表された。公取委は、その後の2024年1月18日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果を公表している¹¹。これらの動きから、公取委が、一連の価格転嫁政策を非常に重視していることは明らかである。

また、公取委の2024年度予算等の概要によれば、取引適正化担当の官房審議官が新設され、さらに、「中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化」の予算が倍近くに積み上げられている¹²。また、上記の2023年度特別調査の公表文においては、優越Gメンの増員により、体制の充実を図ることが示されていることから(「第4 今後の取組の6」)、執行面での強化も想定される。

これらのことからすれば、公取委は、今後も価格転嫁政策を重視し、その執行に相当なリソースを割き続けることが予想される。そのため、企業(特に発注者)は、一連の価格転嫁に関する公取委の各種施策の内容を研究し、必要に応じて外部の専門家に相談するなど、積極的な対応が望まれる。

11 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html

12 <https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosankessan/r6/r6kikouteiin.pdf>

II. 2023年10月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023年10月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 独禁法事例速報(間接的な隣接市場からの競争圧力が認められた事例―(株)リケンと日本ピストンリング(株)による共同株式移転)
2024年1月(著:[原悦子](#)) ジュリスト 2024年1月号
- ◆ Market Intelligence – Merger Control 2023 – Japan
2023年12月(著:[中野雄介](#)、[ムシスバシリ](#)、[矢上浄子](#))
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Intellectual Property & Antitrust 2024 (Japan Chapter)
2023年11月(著:[中野雄介](#)、[山田篤](#)、[村上遼](#))
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Merger Remedies Guide – Fifth Edition (Japan chapter)
2023年11月(著:[ムシスバシリ](#)、[臼杵善治](#)、[矢上浄子](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ ICC 競争法カンファレンス(2023年7月21日)の概要
2023年11月(著:[中野雄介](#)) 公正取引 第877号
- ◆ 企業結合規制に期待すること
2023年10月(著:[中野雄介](#)、[鈴木剛志](#)) 公正取引 第876号

以上

III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2024
分野の評価: Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Global Elite – Japan
Competition –Under 45– Partners: [臼杵 善治](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Chambers Asia-Pacific 2024
分野の評価: Competition/Antitrust (Band1)
[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Japan 2023
National Leader: [江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[石田 英遠](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Competition 2024
[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ asialaw 2023-2024
分野の評価: Competition & Antitrust (Outstanding)
Leading lawyers:(Competition & Antitrust) [中野 雄介](#)
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers
Japan's Top 100 lawyers: [中野 雄介](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com